

令和3年11月1日

お客さま各位

大分みらい信用金庫

未利用口座管理手数料の取扱開始について

平素より、大分みらい信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
当金庫では、令和4年1月4日以降に開設する普通預金口座（総合口座、貯蓄預金口座）
に未利用口座管理手数料を適用させていただきます。
詳細は次のとおりとなりますので、ご確認いただくようお願い申し上げます。
お客さまにはご不便・お手数をおかけいたしますが、ご理解ご協力を賜りますようお願い
申し上げます。

記

1. 未利用となる口座

最後のお預入れまたは払戻し（この普通預金や総合口座のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落は除きます。）から2年以上一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座を未利用口座としてお取扱いします。

2. 未利用口座管理手数料について

- (1) お客さまの口座が未利用となった際、事前に文書にてお届けのご住所あてにご案内をさせていただきます。
- (2) ご案内を差し上げてから一定期間（3カ月）経過後もお取引がない場合、当金庫が定める任意の日に年間1,320円（消費税込）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 未利用口座管理手数料の対象外（手数料は必要ございません。）となる口座
 - ① 口座の残高が1万円以上の場合
 - ② 同一お取引店で、定期預金、定期積金、積立定期預金、出資金、国債、保険窓販等のお取引がある場合
 - ③ 同一お取引店で、お借入れがある場合
※ 紛失等によりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますので、ご注意ください
 - ④ カードローン契約のある口座

3. 口座の自動解約について

残高不足等により未利用口座管理手数料の引落が不能になった場合、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を当金庫所定の方法により、自動解約させていただきます。なお、一部ご負担いただいた未用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じ致しかねますので予めご了承下さい。

以 上